⑵　民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用

対象事業に関する特定選定事業が、例えば、次の①から③までのような事業形態を始めとして、公共施設等の管理者等と民間事業者が協力し、当該民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を積極的に活用する形で、当該民間事業者が公共施設等の整備等の事業を実施することにより、公共施設等の効率的・効果的な整備等を実現するものであること。

①　公共施設等運営権の活用

公共施設等運営権に基づき公共施設等の運営等を民間事業者が行うことにより、自由度の高い事業運営を可能とするものであること。

②　附帯収益事業の活用

民間事業者が、例えば、次のア又はイのように、公共施設等の一部や余剰部分等を活用して附帯事業である収益事業を行うことにより、公共施設等の整備等の事業に寄与するものであって、公共施設等の管理者等が特定選定事業の効率的・効果的な実施のために必要があると認めるもの。

ア　合築型事業

公共施設等と民間収益施設等との合築建築の場合において民間事業者が実施する民間収益施設等の整備等の事業であって、公共施設等の管理者等が必要があると認めるもの。

イ　併設型事業

併設等の形態により民間事業者が実施する民間収益施設等の整備等の事業であって、公共施設等の管理者等が特定選定事業の実施に資すると認めるもの。

③　公的不動産の有効活用など民間事業者による提案の活用

民間事業者の提案に基づき、当該民間事業者が公的不動産を有効利用するなどの形で、公共施設等の整備等の事業と民間収益施設等の整備等の事業とを一体的に実施すること等により、公共施設等の管理者等と当該民間事業者が協力して、付加価値の一層高い事業実施を可能とするものであって、公共施設等の管理者等が特定選定事業の効率的・効果的な実施のために必要があると認めるもの。

⑶　収益面における出融資等適合性

対象事業が、次の①から④までのいずれの事項も満たすこと。

①　効率的・効果的な事業と見込まれること

対象事業が、効率的・効果的な事業であることが見込まれること。

②　適切な事業計画であること

対象事業の事業計画及び資金計画が、長期にわたり安定的な収入が見込まれる等、適切な内容であること。

③　民間金融機関・民間投資家等からの十分な資金供給が見込まれること

民間金融機関・民間投資家等からの十分な直接又は間接の投融資による資金供給が行われることが見込まれること。

④　出融資等を行う資金の回収の蓋然性が高いと見込まれること

機構の支援開始後一定期間内に、出融資等を行う資金の適切な回収が可能となる蓋然性が高いと見込まれること。

2　特定選定事業等支援の全般について機構が満たすべき事項

機構が特定選定事業等支援を行うに当たっては、対象事業に関する公共施設等の整備等に長期間を要するといった特性があることを踏まえ、長期にわたり安定的な業務運営を確保する観点から必要な事項は、次の⑴から⑺のいずれの事項も満たすこととする。

また、機構は、国の政策目的を実現するため、公的な資金を原資として特定選定事業等支援を行うことから、その設立趣旨に厳に即した出融資等を行うとともに、国の政策目的に即した出融資等業務の実施状況及び当該政策目的の達成状況等について、監督官庁であり出資者である国との間で、常時、密接に意見交換を行うための態勢を構築するものとする。

⑴　出融資等業務全体としての長期収益性の確保

特定選定事業等支援を通じて得られる総収入額が、少なくとも、機構の業務期間全体で必要な総支出額（出資者に対する適切な配当を含む。）を上回るように、事業年度毎に進捗状況を適宜評価しつつ、長期収益性を確保することに努めること。

⑵　出融資等業務全体としての分散出融資等

特定選定事業等支援の対象事業が、特定の事業分野等に過度に偏ることがないよう、適切な分散出融資等を行うことに努めること。

⑶　個別出融資等案件に関する規律の確保

個別の特定選定事業等支援案件について、公共施設等の管理者等、民間金融機関・民間投資家等その他の関係者と連携しつつ、中長期的な観点及び事業年度毎の短期的な観点から事業・収支計画及び経営体制の精査、支援開始後の公共施設等の稼働状況等のモニタリング並びに事業悪化時における当該関係者と連携した対応等を適切に実施し、事業の安定性と長期収益性の確保を厳格に目指す等、規律ある出融資等を行うこと。

⑷　運用の透明性

特定選定事業等支援の対象事業についての対象事業者、民間金融機関・民間投資家等その他の関係者との間における情報の適正な取扱いに留意しつつ、①当該対象事業に関する公共施設等の稼働状況、②当該公共施設等の稼働の前提となる重要な許認可・免許、重要な契約に係る契約条件の状況、③その他当該公共施設等の整備等に起因する様々なリスク等について十分な情報開示に努めるとともに、機構又は機構が行う出融資等の対象となる対象事業者に対して投融資する民間金融機関・民間投資家等に対する必要な説明を適時適切に行うことにより、その運用の透明性を確保すること。

⑸　個別出融資等案件における民間金融機関・民間投資家等の補完

個別の特定選定事業等支援案件について、機構が我が国における特定選定事業に係る資金を調達することができる民間主体の資本市場の確立を促進するために先導的な出融資等を行うとの視点を十分に踏まえ、当該特定選定事業等支援の対象事業の資金ニーズに対する民間金融機関・民間投資家等の投融資を補完するとともに、当該特定選定事業等支援の収益目標が類似の民間金融機関・民間投資家等の収益目標と比較して著しく異ならないようにする等、類似の民間金融機関・民間投資家等の活動を不当に妨げることがないようにすること。

⑹　責任ある出融資等執行体制の整備

類似の民間金融機関・民間投資家等の慣行を踏まえ、機構の役職員の賞与等に機構の業績、対象事業者の業績等を反映させる等、特定選定事業等支援を行う機構の役職員が責任をもって業務を行う出融資等執行体制を整備すること。

⑺　東日本大震災からの復興への配慮

特定選定事業等支援を行うに当たっては、東日本大震災からの復興に向けて被災地域等において行われる特定選定事業の推進に配慮すること。

3　出融資等手法に関する事項

⑴　間接出資に関する事項

①　支援対象となる対象事業者の選定に関する事項

機構は、次に掲げる全ての事項を満たす特定選定事業を支援する事業者（以下「特定選定事業支援事業者」という。）を、間接出資の支援対象となる対象事業者として選定するものとする。

ア　公的な資金を原資として特定選定事業等支援を受けることにかんがみ、当該特定選定事業支援事業者が上記１に規定する事項を遵守するとともに、一定の経営の安定性を有するものであって、業務遂行に必要な能力・経験を備えた担当者を配置し、利益相反管理を含む適切かつ十分な内部管理体制を構築し、特定選定事業の支援を確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たす見込みがあると認められるものであること。

イ　民間の資金、経営能力及び技術的能力の積極的な活用及び経営の規律保持を図るため、当該特定選定事業支援事業者が次のいずれかの事項を満たすものであること。

⑺　当該特定選定事業支援事業者の出資構成について、機構以外の者からの出資の合計額が原則として機構の出資額以上となるものであること。

⑴　当該特定選定事業支援事業者が投融資を行う対象となる特定選定事業を実施する事業者の出資構成について、当該特定選定事業支援事業者以外の者からの出資の合計額が原則として当該特定選定事業支援事業者の出資額以上となるものであること。

ウ　当該特定選定事業支援事業者に対する機構の出資について、あらかじめ約した出資金額の枠内で、当該特定選定事業支援事業者からの資金要求に応じて、その都度払い込むものであることが契約において明らかにされていること。